

弘道コミュニティ協議会規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、弘道コミュニティ協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を弘道地区コミュニティセンター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、弘道小学校校区の範囲（以下「地区」という。）における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関すること
- (3) 会員相互の連携に関すること
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと

第2章 組 織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する団体
- (3) 地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認めるもの

(組織)

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 拡大役員会
- (4) 部会

2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

(総会)

第6条 総会は、各区長、本会の役員及び部会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した会員の中から選出する。

3 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めるとき開催することができる。

(1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること

(2) 役員の選任・解任に関すること

(3) 規約に関すること

(4) その他本会の重要な運営に関すること

4 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(拡大役員会及び役員会)

第7条 拡大役員会は、監事を除く役員、副部長及び弘道地区区長会理事をもって、役員会は、監事を除く役員及び弘道地区区長会三役をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会)

第8条 本会に部会を置く。

2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

3 部会員は、各区から推薦された者及び各種団体から推薦のあった者(以下「コミュニティ委員」という。)をもって構成する。なお、各区から選出された生活文化部員及び保健体育部員は、人づくり部会に所属する。

4 部会長は、総会において選出する。

5 部会に副部長を置く。副部長は、部会長が選任し、会長が指名する。

6 副部長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 副部長の任期は、役員の任期に準ずる。

8 部会は、部会長が招集する。

9 部会は、次のとおりとする。

(1) 環境づくり部会

- (2) まちづくり部会
- (3) 安心づくり部会
- (4) 人づくり部会

(運営会議)

第9条 運営会議は、必要に応じて招集された役員及び副部会長をもって構成する。

2 運営会議は、各部会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 部会長 各部会1名

2 会長、副会長及び会計は、部会長を兼務できる。

3 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第11条 役員は、総会において選出する。

2 副会長のうち1名は、弘道地区区長会会長とする。

3 監事のうち1名は、弘道地区区長会会計とする。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。また、事務局を総括し、会の運営を円滑に図る。

(3) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

(4) 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。

(5) 部会長は、担当部会の運営にあたる。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 弘道地区区長会会長として選出の副会長は、区長会会長の任期が終了した時点で交代とする。
- 4 弘道地区区長会会計として選出の監事は、区長会会計の任期が終了した時点で交代とする。

第4章 財務

(経費)

第14条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 その他

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年11月19日から施行する。
- 2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立日から平成28年3月31日までとする。
- 3 人づくり部会の部会員においては、平成29年3月31日まで保健体育部員、生活文化部員をもって構成する。
- 4 弘道地区公民館規約は、平成29年4月1日をもって廃止する。
- 5 この規約改正は、平成29年4月29日から施行する。

